

第
15回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

譲渡による経営者の持株減少対策のポイントは

自社株の譲渡対象者の選定ポイントは

株式の譲渡対象者としては、① 後継者、② 後継者以外の同族関係者、③ 発行会社（自己株式の取得）、④ 従業員・従業員持株会、⑤ 取引先などがあります。

しかし、後継者以外の関係者が株式の譲渡対象者の場合は、経営権の確保・維持をにらみながら、次の条件を満たす株式取得先が望ましいといえます。

- (1) 経営の意思決定に際し、できるだけ経営者側への理解があること。
- (2) 株式の買戻しや他の者への株式の譲渡に際し、経営側の意思を尊重してくれること。

同族株主か否かで税法上の譲渡価額が異なる

自社株の譲渡は、税法上認められた時価によることになっています。

その時価は、いわゆる相続税評価額です。

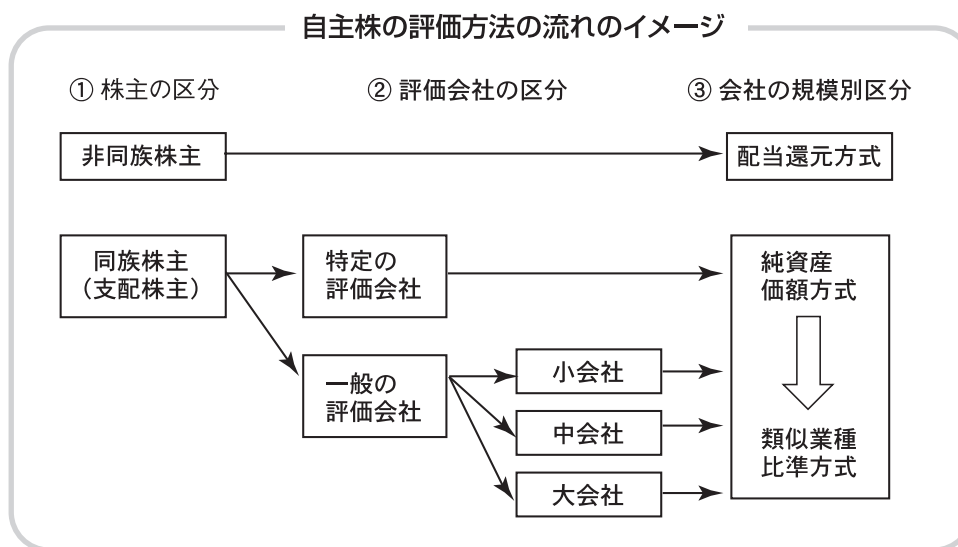
評価方法は、取得者が同族株主か否かで異なります。

同族株主が取得した株式は、原則的評価方法（類似業種比準方式、純資産価額方式）により評価します。同族株主以外の者が取得した株式は、特例評価方法（配当還元方式）により評価します。

原則的評価方法による株式の評価額は相対的に高く、特例評価方法は相対的に低く評価されます。したがって、同族株主以外の株主に対する譲渡であれば、比較的低い価額での譲渡が可能です。

評価方法の決定は

下記の流れに従って決定されます。



譲渡者に株式の譲渡損益に対する課税

自社株の譲渡を行うと、譲渡者に株式の譲渡損益に対する課税が生じ、留意する必要があります。